

宮古市プレミアム付き商品券 参加店募集のお知らせ

参加店名簿への
掲載の締切は
5月20日(水)
です

宮古市では、地域内での消費喚起と生活支援を目的に宮古市プレミアム付き商品券を発行します。宮古商工会議所は、会員・非会員を問わず、広く宮古市内の店舗、事業所から参加店を募集いたします。参加店は予め登録が必要です。申込用紙(裏面)へ必要事項をご記入のうえ押印の上でご返送ください。

◇発行する商品券について

- ・ 11,000円分(1,000円券11枚つづり)の商品券を1セット10,000円で販売します。発行総額(額面)は6億6,000万円(60,000セット)です。
- ・ 商品券の販売期間は次の4期に分けて販売します。
 - 第1期:平成27年6月1日(月)～〔15,000セットを発売〕
 - 第2期:平成27年7月1日(水)～〔15,000セットを発売〕
 - 第3期:平成27年8月1日(土)～〔15,000セットを発売〕
 - 第4期:平成27年9月1日(火)～〔15,000セットを発売〕
- ・ 商品券の有効期限は、各発売日から6ヶ月間です。
- ・ 購入者は、参加店で商品券の使用により商品の購入やサービスの提供を受けることができます。
- ・ 商品券を現金と引き換えることはできません。また、商品券は、税金・公共料金の支払、有価証券等(プリペイドカード、商品券、切手など)の購入、たばこ等参加店が指定する商品等の購入、買掛金等の決済には使用できません。
- ・ 有効期限を過ぎた商品券の換金はできません。
- ・ お釣りは出さないこととします。

◇参加店登録について

- ・ 参加店資格は、宮古市内の店舗及び事業所です。業種・規模等は問いません。(小売業はもちろん、飲食店、理美容業、サービス業、建築業、建具業なども参加できます)
- ・ 商品券の取り扱いには参加店登録が必要です。本チラシ裏面の申込書にてお申し込み下さい。
- ・ 登録いただいた参加店には、のぼり・ポスター等のPRグッズを配布いたします。

◇商品券販売について

★商品券販売場所

- 宮古市末広町商店街振興組合、宮古市中央通商店街振興組合、(協)宮古クーポン店会、(協)日専連宮古(協)宮古市魚菜市场(購買部)、キャトル宮古(2Fサービスカウンター)、マリンコープDORA(サービスカウンター)、たろちゃん(協)、宮古商工会議所(本所、田老支所、新里支所、川井支所)など
- ・ 購入は1回につき4セットまでを限度とします。

◇使用済商品券の換金方法等

【中小企業の換金方法等】

- ・ 中小企業者の換金受付は、宮古商工会議所(本所、田老支所、新里支所、川井支所)で行います。なお、換金請求は指定日に受け付け後(原則月2回、9:00～16:00)、指定口座へ原則12日後までに振り込みます。
- ・ 中小企業の参加店負担金はありますが、金融機関所定の振込手数料を差し引いた上で、口座振込(換金)いたします。(振込手数料の領収書は発行いたしません。)

【大型店等(中行企業以外)の換金方法等】

- ・ 大型店等の換金は、東北銀行宮古支店、宮古信用金庫本店・駅前支店・千徳支店の窓口で取り扱い、指定口座へ10営業日以内に振り込みます。
- ・ 大型店等の参加店負担金は換金額の1.0%とします。また、参加店負担金とは別に金融機関所定の振込手数料を差し引いた上で口座振込(換金)いたします。

	小売業、飲食店	卸売業	サービス業	製造業その他
資本金基準	5,000万円以下	1億円以下	5,000万円以下	3億円以下
従業員基準	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

※資本金基準もしくは従業員基準のどちらかを満たせば中小企業となります。

※従業員数には、パート労働者を含みますが、会社役員、個人事業主は含みません。

※期間中は随時参加の受付を行いますが、初回チラシへの掲載締め切りは5月20日(水)です。

【申込先・お問い合わせ先】宮古商工会議所復興推進課

〒027-0074 宮古市保久田 7-25 TEL0193-62-3233

様式1

宮古市プレミアム付き商品券参加申込書

平成27年 月 日

宮古商工会議所 御中

宮古市プレミアム付き商品券取扱要綱等を精査し、同意の上で下記のとおり申し込みます。

ふりがな	
事業所名（店舗名） <small>（参加店一覧に掲載する名称でご記入下さい）</small>	
代表者名	印
担当者名	
郵便番号、住所	郵便番号 住所/宮古市
電話番号及びFAX番号	電話番号
業種	小売業、飲食店 / 卸売業 / サービス業 / 製造業その他
資本金	法人の場合のみ 円
従業員数	人

大型店等（中小企業以外）の参加店負担金は換金額の1.0%とします。

	小売業、飲食店	卸売業	サービス業	製造業その他
資本金基準	5,000万円以下	1億円以下	5,000万円以下	3億円以下
従業員基準	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

※資本金基準もしくは従業員基準のどちらかを満たせば中小企業となります。

※従業員数には、パート労働者を含みますが、会社役員、個人事業主は含みません。

◎使用済商品券換金 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店名	本店 支店 支所
預金口座	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

*振込口座は通帳を確認のうえ、正確にご記入下さい。

*上記の情報は、本事業に関する広告活動や事務取扱において、参加各団体・金融機関等との内部情報資料として使用することに同意いたします。

※宮古商工会議所使用欄

受付日		入力番号
特記事項	中小企業 / 中小企業以外	

宮古市プレミアム付き商品券取扱要綱

宮古商工会議所

(目的)

第1条 この要綱は宮古市が発行し、宮古商工会議所が取り扱う「宮古市プレミアム付き商品券」(以下、「商品券」という。)の取り扱い方法等を定める。

(商品券の内容)

第2条 発行する商品券は額面を1,000円とし、有効期間別に4種類を発行する。

(券面記載事項)

第3条 商品券には次の事項を記載する。

- (1) 取り扱い団体
- (2) 額面、有効期限
- (3) 通し番号
- (4) 偽造防止のためのホログラム
- (5) 盗難、紛失、滅失等の免責
- (6) ご利用の手引きの存在

(有効期間)

第4条 商品券の有効期間は次のとおりとし、有効期間内に使用されなかった商品券は無効とする。

- (1) 第Ⅰ期 平成27年6月1日(月)～平成27年11月30日(月)
- (2) 第Ⅱ期 平成27年7月1日(水)～平成27年12月31日(木)
- (3) 第Ⅲ期 平成27年8月1日(土)～平成28年1月31日(日)
- (4) 第Ⅳ期 平成27年9月1日(火)～平成28年2月29日(月)

(換金期間)

第5条 商品券の換金期間は次のとおりとし、換金期限までに換金請求されなかった商品券の換金は行わない。

- (1) 第Ⅰ期 平成27年6月1日(月)～平成27年12月15日(火)
- (2) 第Ⅱ期 平成27年7月1日(水)～平成28年1月15日(金)
- (3) 第Ⅲ期 平成27年8月1日(土)～平成28年2月15日(月)
- (4) 第Ⅳ期 平成27年9月1日(火)～平成28年3月10日(木)

(参加店)

第6条 商品券を利用できる店舗及び事業所は、宮古市内で事業を営む者のうち「宮古市プレミアム付き商品券参加申込書」(様式1)による申し込みを行い、あらかじめ参加店として登録した店舗及び事業所(以下「参加店」という。)とする。

なお、中小企業基本法(昭和三十八年七月二十日法律第一百五十四号)第2条第1項の定めに基づき、参加店を次のとおり区分する。

- (1) 中小企業 (以下、「中小企業参加店」という。)
- (2) 中小企業以外 (以下、「大企業等参加店」という。)

(現金との引換及び釣銭)

第7条 商品券は現金との引き換えは行わない。

2 商品券の額面に満たない利用の場合は、釣銭は支払わないものとする。

(対象商品等)

第8条 商品券は、参加店が取り扱う商品及びサービス等について利用できる。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 金券(お米券、ビール券、図書券、ギフト券など)、プリペイドカード、切手、収入印紙、官製葉書、宝くじ等換金性のあるもの
- (2) たばこ等、参加店が商品券の利用ができないものとして指定した商品
- (3) 買掛金等の決済
- (4) 他の補助金と重複するもの

(商品券購入者の責務)

第9条 商品券を購入した者は、商品券の盗難、紛失及び破損について、購入した商品券を参加店で使用するまでの間はその責務を負う。

(不正利用の損害)

第10条 偽造等の不正利用により本事業が損害を受けた時は、宮古商工会議所は不正利用者に対し損害金の全部を請求する。

(参加店の責務)

第11条 参加店は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用者が有効期間内に商品券を持参した時は、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商品券を利用できない商品等については利用者に明示すること。
- (3) 商品券の利用に際して、参加店が提供した商品及びサービス等について返品、瑕疵、その他の問題が生じた場合は、参加店と利用者との間で解決すること。
- (4) 利用者から受け取った商品券は、裏面の所定欄に参加店名等を記載（ゴム印等の押印で可）すること。
- (5) 他店の押印のある商品券は使用できないこと。
- (6) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかにその事案を宮古商工会議所へ申し出ること。
- (7) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (8) 宮古商工会議所が本事業に関する調査等を行う時は報告等の協力をすること。
- (9) 本要綱に定める事項のほか、宮古商工会議所からの指示に従うこと。

(中小企業参加店の換金請求等)

第12条 参加店のうち中小企業参加店は利用者から受け取った商品券（以下「使用済み商品券」という。）を次により換金請求を行う。

- (1) 中小企業参加店は、使用済み商品券の裏面に速やかに参加店名等を記載（ゴム印等の押印で可）する。
- (2) 中小企業参加店の換金請求は第5条に掲げる換金期間とし、商品券換金請求書（様式2-1）を用い、次の窓口で次に掲げる指定日の午前9時から午後4時に限り受け付ける。

- ①宮古商工会議所 宮古市保久田7番25号
- ②宮古商工会議所田老支所 宮古市田老字館が森129-2（宮古市田老総合事務所3階）
- ③宮古商工会議所新里支所 宮古市茂市第3地割159番1
- ④宮古商工会議所川井支所 宮古市川井2地割119番地1

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15日 (月)	15日 (水)	17日 (月)	15日 (火)	15日 (木)	16日 (月)	15日 (火)	15日 (金)	15日 (月)	10日 (木)
30日 (火)	31日 (金)	31日 (月)	30日 (水)	30日 (金)	30日 (月)	24日 (木)	29日 (金)	29日 (月)	

- (3) 換金は、「宮古市プレミアム付き商品券発行事業」参加申込書（様式1）に記載された口座への振込とし、宮古商工会議所は原則として受付日の12日以内に振込むものとする。
- (4) 換金に係る振込手数料は請求者の負担とし、振込金額より差引くものとする。（振込手数料の領収書は発行しない）
- (5) 換金の請求期間を経過しても換金の請求がなされない商品券は無効となり、参加店は換金を請求することが出来ない。

(大企業等参加店の換金請求等)

第13条 参加店のうち大企業等参加店は利用者から受け取った商品券を次により換金請求を行う。

- (1) 大企業等参加店は、使用済み商品券の裏面に速やかに参加店名等を記載（ゴム印等の押印で可）する。
 - (2) 大企業等参加店の換金請求は第5条に掲げる換金期間とし、商品券換金請求書（様式2-2）を用い、次の窓口の営業時間内に受け付ける。
- ①東北銀行 宮古支店 宮古市新町2-25
 - ②宮古信用金庫 本店 宮古市向町2-46
 - ③宮古信用金庫 駅前支店 宮古市末広町7-26
 - ④宮古信用金庫 千徳支店 宮古市太田1-3-3
- (3) 換金は、商品券換金請求書（様式2）に記載された口座への振込とし、受付金融機関は、原則として受付日の10営業日以内に振込むものとする。
 - (4) 換金に係る金融機関所定の振込手数料、並びに換金手数料1.0%は請求者の負担とし、振込金額より差引くものとする。
 - (5) 換金の請求期間を経過しても換金の請求がなされない商品券は無効となり、参加店は換金を請求することが出来ない。

(紛失等の責務)

第14条 参加店が、利用者から受け取った商品券について盗難、紛失または滅失した場合は、参加店の負担とする。

附 則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。